(一社) 熊本県医療ソーシャルワーカー協会

実務図書のご案内について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、新日本法規出版(株)から添付カタログの書籍が発行されております。

つきましては、会員の皆様にご案内申し上げますので、ご希望のお向きは下記要領にてお申込みください。

謹 言

記

- 1. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX (092-724-2312) へお申込みください。
- 2. 代金支払方法 代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、代金収納端末設置店にてお支払いください。
- 3. 問合せ先 新日本法規出版株式会社 福岡支社

〒810-8663 福岡市中央区大手門 3-3-13 TEL: 092-771-0866

以 上

新日本法規出版(株) 福岡支社 行

申込FAX番号 (092) 724-2312

申 込 書

書籍コード	書名	価格(税込)	送料	申込部数
639 加除式	福祉・医療関係 相談支援マニュアル	8,800円	570 円	部
5100161 単行本	死後事務委任契約 実務マニュアル —Q&Aとケース・スタディ—	3,300円	460 円	部
5100179 単行本	介護サービス事業における 困りごと相談ハンドブック - ソーシャルワーカーの実務対応-	2,970円	460 円	部

※2書籍以上お申込みの場合、送料は発行所の負担とします。

◆上記書籍を代金後払いにて申込みます。

<u>ご注意</u> ※加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入になります。追録は年2~3回発行、 価格は1号数につき約3~4千円程度の費が別途必要です。なお、追録の発行回数、価格は法改正により変動 しますのでご了承ください。

- 口注意事項を確認し、代金後払いにて申し込みます。
- 口現品を見てから購入を検討します。(※弊社よりご担当者宛にご連絡いたします。)
- ※加除式書籍については、上記いずれかに、☑を入れてご送信ください。

 で住所
 〒 ー

 ご名称(お名前)
 印

TEL FAX

- ※お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備·不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、 商品到着後1週間以内にご連絡ください。
- ※お申込みいただいたお客様のお名前・ご住所などの情報は、書籍・商品のお届けやダイレクトメールのお届けなど発行所の 営業活動に限って使用させていただいております。

支社	扱先又は社員コード	実施NO 22082	納本 請求 入金 納区 案内 記号 請区 請時
8 0	9 7 0 7 7 2	担当者 村田秀二	

日

揭戴肉容

第1章 病気・けが

第1 子どもの医療

○生まれた子どもが未熟児だったとき

○子どもが医療を受けるとき

○ひとり親家庭の子どもが医療を受けるとき 障害のある子どもが医療を受けるとき

○身体の障害を治すために子どもが手術を受け

○小児がんなどの難病治療を受けるとき

第2 低所得者の医療

○収入がなく医療費が支払えないとき ○生活保護受給者が医療を受けるとき

○行旅人が救護され、病気やけがで治療を受け

第3 高齢者の医療

高齢者が医療費の窓口負担をするとき ○65歳以上75歳未満で一定の障害を持つ患者が 医療を受けるとき

○高齢患者の高額医療費が支払えないとき

第4 障害者の医療

○障害者に対する医療制度や医療費助成制度に ついて知りたいとき

)精神科病院へ入院が必要なとき

精神科病院への入院や処遇に納得がいかないとき)精神科病院を退院してからのリハビリテーシ ョンを受けたいとき(精神科デイケアを利用し たいとき)

○退院して地域で暮らしたいとき

看護師等に家庭訪問をしてもらいたいとき 交通事故の後遺症で高次脳機能障害と診断さ れたとき

第5 外国人の医療

○日本に3か月以上滞在している外国人が医療 を受けるとき

第6 特殊な医療

指定難病の治療を受けるとき

)特定疾患(重度障害や神経難病)で治療を受け るとき

○不妊治療を受けるとき

第7 高額療養費等

) 医療費が高額などき(70歳未満)

○一時的・緊急的に病気やけがで移動が困難なとき

第2章

第1 障害者手帳の交付

○身体機能に障害があるとき

○知的機能に障害があるとき

精神機能に障害があるとき

第2 障害に関する相談窓口

○障害に関する相談をしたいとき

第3 障害者自立支援サービス・障害者

○障害児を対象とした通所支援サービスを利用

○障害児(18歳未満)を対象とした入所支援サー ビスを利用したいとき

○障害児(18歳未満)を対象とした居宅支援サー

ビスを利用したいとき 障害児を対象とした教育制度を利用したいとき ○障害者を対象とした居住サービスを利用した

いとき ○障害者を対象とした通所支援サービスを利用 したいとき

○障害者を対象とした日中活動を利用したいとき ○障害者が受けられる日常生活用具の給付内容 を知りたいとき

○車椅子などの補装具を利用したいとき ○障害児に発達に関する訓練を行うとき

第4 年金・手当

○障害者(児)が受給できる年金・手当を知りた いとき

○国民年金に任意加入していなかった期間に一 定の障害状態になったとき

第5 減免措置等

○障害者に対する税金の減額や免除について知 りたいとき

○障害者が利用できる公共料金等の減免につい て、どのようなものがあるか知りたいとき ○障害者が利用できる交通機関の割引制度の内 容を知りたいとき

第3章 介護

第1 介護保険の適用

○介護保険対象者が要介護認定を受けてサービ スを利用するとき

○生活保護受給者に介護が必要になったとき ○身体状況が変わるなど、要介護状態区分を変 更したいとき

○認定結果や介護保険料などに不服があるとき

第2 介護保険料

○介護保険料を滞納したとき ○生計困難で介護保険料の減額が必要なとき ○災害などで介護保険料を一時的に支払えない

第3 利用料

○利用者負担額について知りたいとき ○介護サービスの利用者負担額が高額になった

○介護保険利用料の軽減が必要なとき ○災害などで介護保険利用料の減免が必要なとき

第4 在宅介護

○要介護認定を受けて在宅で介護サービスを利 用するとき

○要支援認定を受けて介護サービスを利用する ○要介護認定を受けて「非該当」と判定されたが、

サービスを利用したいとき ○第三者の行為(交通事故・傷害等)の後遺症で、

介護サービスを利用するとき ○車いすや歩行器等の介護用品を利用したいと き(介護保険の場合)

○歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保 険以外の場合)

○自宅で生活するために住宅を改修するとき(介 護保険の場合)

○自宅で生活するために住宅を改修するとき(介) 護保険以外(自立支援)の場合)

第5 施設介護

○在宅生活に支障があり、機能回復目的で一定

期間入所するとき ○介護が必要なため長期入所するとき

○介護と医療行為を受けることができる施設に 入院するとき

○介護認定を受けていないが生活に不安がある ため高齢者専用施設に入所するとき

○軽費老人ホーム(ケアハウス)に入居後、介護 が必要になったとき

○サービス付き高齢者向け住宅に入居後、介護 が必要になったとき

第6 事業者情報・サービス評価・苦情

○介護サービス事業者の詳細を知りたいとき ○施設が客観的に見てどう評価されているか知

○介護サービス事業者に不満があるとき

第4章 生 活

第1 貧困・困窮

○生活が困窮しており生活費を確保したいとき ○貧困・困窮からの自立について相談したいとき ○生活保護受給者等が死亡したとき

○法的トラブルについて相談したいとき ○契約関係のトラブルが起こり相談したいとき ○成年後見制度に関する相談をしたいとき

○判断能力が十分でない者への支援を受けたい

○高齢者への虐待が疑われるとき ○障害者への虐待が疑われるとき ○虐待されている児童を発見したとき

障害者施設内で虐待が疑われるとき ○児童福祉施設内等で虐待が疑われるとき ○認知症の親が受診を拒否しているとき

第3 年金・手当

○国民年金に加入していた自営業者が一定年齢

に達したとき ○会社員や公務員が一定年齢に達したとき ○国民年金加入者が加入中に死亡したとき

第4 住まい

○厚生年金加入者が加入中に死亡したとき ○生活保護受給者が住居を借りるとき

○ひとり親家庭等が住居を借りるとき ○住居がなく不安定な就労を強いられる若者等 が住まいを探したいとき

○障害者を対象とした住まいを探したいとき 高齢者を対象にした住まいを探したいとき ○民間賃貸住宅に入居する際に、身元保証人が 不在で入居が困難なとき

○自己所有の不動産を担保に生活資金を借りた

○有料老人ホーム(住宅型)を利用したいとき ○サービス付き高齢者向け住宅を利用したいとき ○シルバーハウジング(高齢者向け公的賃貸住宅) を利用したいとき

第5 就労支援

○ひとり親家庭及び寡婦の就業支援が必要なとき ○子どもへの就労支援が必要なとき

○生活保護受給者が就労しようとするとき ○高年齢者が就労について相談できる機関を知 りたいとき

○高齢者の就労について職業訓練を受けたいとき

○高齢者が仕事に従事したいとき ○障害者の就労について相談できる機関を知り

○障害者の就職後の定着支援を受けたいとき 第6 路上生活者(ホームレス)支援

○路上生活(ホームレス)からの自立について相 談したいとき

第7 自殺予防

○生きていくのがつらい人に応対するとき

第8 戦傷病者

○戦傷病者が援護を受けるとき

出産・子育て・婦人保護

第1 出産支援

○妊娠したとき

つ出産したとき

出産費用が支払えないとき ○生活保護受給者が出産するとき

○産前産後に身の回りの世話や音児の相談をし

○乳幼児の健康診査を受けるとき ○新生児の異常、感染等を調べる検査を受けた

いとき ○予防接種を受けたいとき

第2 子育て支援

○乳幼児等の子育てサービスを受けたいとき 子どもを育てるための手当を受けたいとき ○ひとり親家庭が経済的支援を必要とするとき ○ひとり親家庭が生活資金を必要とするとき

○ひとり親家庭の日常生活支援が必要なとき 保育所等に子どもを預けたいとき ○放課後の児童を対象にしたサービスを利用し

○ひとり親家庭で子育ての悩みや育児相談をし たいとき

○生活保護受給世帯の子どもが就学するとき ひとり親家庭の子どもが就学を希望するとき ○学校生活と就学への支援を受けたいとき

第4 子ども・家庭支援施設

○子どもの養育が困難なとき ○親(親権者)がいないとき

○親権の停止や喪失を申請するとき ○里親になりたいとき

第5 婦人保護 ○配偶者等から暴力(DV)を受けたとき ○女性の自立援助について相談したいとき

●内容を一部変更することがありますので、 ご了承ください。

上。医療関係 援マニュアル



◆現場のニーズに基づくケース設定! 子ども、障害者、高齢者、生活困窮者などに関し、 相談支援の現場で想定されるケースを豊富に設定し ています。

◆相談内容に沿った選択肢がすぐわかる!

ケースごとに、利用できる制度・サービス等を冒頭 に列挙していますので、相談内容に沿った選択肢を 効率的に示すことができます。

◆各制度等をコンパクトに解説!

制度・サービス等の概要を簡潔に解説し、申請方法 や利用手順などを表形式で示しています。

> 0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く) WEBUAN https://www.sn-hoki.co.jp/

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

福祉・医療相談支援研究会 代表 千葉 喜久也 (東京有明医療大学教授)

談 内 容 Ē 応 適切 な 助 8 を व る t め



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁776頁 定価8.800円(本体8.000円)送料570円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せての ご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)







高額療養費等

case

〇医療費が高額なとき(70歳未満)

利用できる制度

- 1 高額療養費制度の利用
- 2 高額療養費限度額の適用
- 3 高額療養費受領委任払の利用
- 4 高額医療費貸付金制度の利用
- 5 高額介護合算制度の利用

ポイント

- ① 2は治療前に利用します。2を利用しない場合、1を治療後に利 ます。1の利用時に4も利用できますが、医療機関の承諾が必要と
- ② 11を受ける権利は、診療を受けた月の翌月初日から2年ですので 以内であれば、さかのぼって申請することができます(健保193、国情
- ③ 保険料の滞納があると、[3][4]を利用できない場合があります。
- ④ 介護保険を利用している場合は、金額次第で5も利用できます。

解 説

1 高額療養費制度の利用

1か月 (暦月単位で、その月の1日~末日にかかった費用) に医療機関に 金額が一定の自己負担限度額(後掲<参考>1参照)を超えた場合、超えた額が る制度です。2つ以上の医療機関にかかり、それぞれの自己

上になる場合は合算できます。保険外負担分(差額ベッド代、 ト費用等) や入院時の食事負担額等は対象外です。

- 151 -

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- ●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえる だけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する 必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護に つながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第2章 障 等 第3 障害者白立支援サービス・障害者支援施設

case

○障害者を対象とした日中活動を利用したいとき

利用できる制度

- 1 療養介護の利用
- 2 生活介護の利用
- 3 自立訓練(生活訓練)の利用
- 4 自立訓練(機能訓練)の利用
- 5 就労移行支援の利用
- 6 就労継続支援A型(雇用型)の利用
- 7 就労継続支援B型(非雇用型)の利用
- 8 地域活動支援センターの利用

ポイント

- ① 上記制度を利用するときは、事前に接護の実施主体である各市区町村 利用を希望するサービス提供事業所と十分に話し合うことが大切です。
- ② 従来の入所施設は施設完結型で1日単位のサービスを提供していました が、現在は夜間の「居住支援」を行う事業と「目中活動支援」を行う事業 にサービスが明確に区分されています。日中活動のイメージは、後掲<多 考>1を参照してください。
- ③ 制度を利用できる対象者やサービス内容等は、後掲<参考>2~4を割 照してください。
- ④ 50歳未満の就労経験のない者は、就労移行支援事業所のアセスメント評 価がなければ、「7を利用できません。

解 説

1 療養介護の利用

療養介護では、医療及び常時介護を必要としている障害を有する者

第2章 障 害 第3 障害者自立支援サービス・障害者支援施設

機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います 対象となる者は、障害支援区分が6であり筋萎縮性側索硬化症(ALS)等により気管 切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を受けている者、障害支援区分5以上であり ジストロフィー又は重症心身障害を有する者です。このサービスは、医療機関にお て医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

申請書類	介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書
添付書類	① 療育手帳(愛の手帳)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳② 対象疾患に罹患していることが分かる証明書(診断書又は特定疾患医療受給者証等)③ 個人番号カード(又は通知カード及び本人確認書類)
申請先	住所地の市区町村の障害福祉担当窓口
利用手順	 ① 住所地の市区町村の障害福祉担当窓口へ介護給付費・訓練等給付費 支給決定申請書を提出します。 ② サービス利用館向調査及び勘楽事項調査を実施後、サービス決定通知書が届きます。 ③ 利用を希望する事業所へ障害福祉サービス受給者証及び利用申込書を提出して、利用契約を締結します。
te de l	障害支援 5 億・20 ①、障害支援 規 2 の 2 ・ 2 の 3 ・ 7 、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サ

関係法令等 ービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関す

る基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平18・10・31障多

第5章 出産・子育て・婦人保護 第4 子ども・家庭支援施設

第4 子ども・家庭支援施設

case

〇子どもの養育が困難なとき

利用できる制度

- 1 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業、トワイライトステイ事業
- 2 一時保護の相談
- 3 児童福祉施設への入所相談
- 4 母子生活支援施設の利用

ポイント

- ① 1の実施施設は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育 ファミリーホーム等です。利用料について費用負担があります。
- ② 2の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導ですが、緊急保証 でも虐待等から子どもの安全を確保し適切な保護を図ることが、重 っています。児童虐待対応においては、保護者や子どもの同意がなく 子どもの安全の確保等が必要な場合には、一時保護を躊躇なく行う あるとされています。
- ③ ③について、施設入所等の措置は親権者等の意に反するときには とができないとされています。しかし、保護者がその児童を虐待し くその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその児 祉を害する場合は、家庭裁判所の承認を得て、親権者等の意に反し 児童を児童福祉施設等に措置することができます。
- ④ 4は、児童福祉施設では唯一、母親と子どもたちが一緒に入所
- ⑤ 児童福祉施設に入所する場合には、保護者の所得に応じて費用 担があります。

第5章 出産・子育て・婦人保護 第4 子ども・家庭支援施設

[2] 一時保護の相談

児童相談所長等は、必要と認める場合に児童を一時保護、又は警察署、児童福祉施 設等に一時保護を委託することができます。必要な場合とは、置き去り、保護者の病 気・逮捕・家出、保護者による虐待など、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図 る必要がある場合、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握す る必要がある場合及び児童の行動観察が必要な場合及び短期入所指導が必要な場合で

一時保護の実施に当たっては、事前に保護者や児童の同意を得ることとされていま すが、同意が得られない場合でも、子どもの安全確保のため一時保護が必要と判断し た場合には、児童相談所は保護者や子どもの意に反しても職権で一時保護できること とされています。特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、子どもの 生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子ども の安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきであるとされて います。

第5章 出産・子育で・婦人保護 第4 子ども・家庭

3 児童福祉施設への入所相談

児童相談所は、相談を受けた児童について、調査の結果必要がある は児童等を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入房 児短期治療施設 (平成29年4月1日からは、名称が「児童心理治療施設 若しくは児童自立支援施設に入所させることとされています。

平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育が第一であり、保護者 と、家庭養育が困難又は不適当な場合には家庭と同様の環境における。 化され、施設措置よりも養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託: ことが必要とされました。また、特に就学前の乳幼児は原則として養-ファミリーホームへの委託を原則とすることが通知で示さ

申請書類	児童福祉施設、養育里親入所承諾書	0
添付書類	① 住民票 ② 健康保険証 ③ 児童手当受給用の銀行通帳 ④ 転学関係書類 ⑤ 保護者の前年度の課税証明書等	
相談先	児童の住所地を管轄する児童相談所	=
利用手順	① 必要に応じて、児童が一時保護されます。 ② 児童相談所による各種調査が行われます。 ③ 入所が決定されます。	
関係法令等	児福3の2・27①三・27の2・28、児童福祉法等の一部2の公布について(平28・6・3 雇児発0603第1)	ŧ

4 母子生活支援施設の利用

母子生活支援施設は、配偶者のない女性又はこれに準ずる事情がある女性 その養育すべき児童(18歳未満)について十分な養育ができない場合に、tで保護する施設です。施設では、一定の期間自立に向けた生活支援、就労引 支援、保育・養育支援、保育園への送迎支援等を行います。 入所に当たり、施設見学を行うことも有益です。

第5章 出産・子育で・婦人保護 第4 子ども・家庭支援が

<参 考>

1 母子生活支援施設の利用者負担金表 (平11・4・30発児86)

	79. 額章	等による階層区分	day ston. A
A		保護世帯(単齢世帯を含みます。)及 内円滑な帰国の促進並びに水住帰国し び特定配偶者の自立の支援に関する 受輸世帯	数収金基 0円
В	当該年度分の市町村民税非課税世帯(A階層に属する世帯を除きます。)		1,100F
CI	当該年度分の市町村	年度分の市町村 均等割の額のみの世帯	1,100
	民税の課税世帯(A 階層又はD階層に属 する世帯を除きま す。)であって、その 市町社はRD		2,200円
		所得割の額のある世帯	

新日本法規出版株式会社

札幌支社〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番 東京支針〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁日6番地 関東支社〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

本 社 〒460-8455 名古屋市中区栄 1 丁目 2 3 番 2 0 号 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄 1 丁目 2 6 番 11 号 総轄本部 東京本社〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 大阪支社〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号 広島支針〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号 仙台支社〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2 高松支社〒760-8536 高 松 市 扇 町 3 丁目 14 番 11 号 福岡支社〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号 (2021.1)639-1億



この印刷物は環境にやさしい 「植物性大豆油インキ」を使用しています。

掲載内容

第1章 Q&A

死後の事務と委任契約の概要

- 死後事務委仟契約とは
- 死後事務委任契約が必要とされる背景は
- 死後事務委任契約の委任事務は (総論)
- Q4 死後事務委任契約の委任事務は(具体的な内 容)

他の制度との関連

- Q5 成年後見制度との関係は
- Q6 仟意後見制度との関係は
- 財産管理契約又は見守り契約との関係は
- 遺言との関連は 0.8

第3 死後事務委任契約の締結

- Q9 依頼者から聴取すべき内容は
- Q10 依頼者の判断能力に疑問があるときは
- Q11 死後事務委任契約の作成様式は
- Q12 死後事務委任業務の適正確保のための方法は
- Q13 死後事務執行の準備は
- Q14 相続発生前に死後事務委任契約の解除等がで きるか

契約の履行

- Q15 委任者死亡後の事務の流れは
- Q16 委任者死亡の事実を認知するには
- Q17 相続人が不存在の場合は
- Q18 相続人が存在する場合は
- Q19 委任事務遂行の報告は
- Q20 死後事務費用の支払方法は
- Q21 預託された死後事務費用を超えた場合は
- ○22 死後事務委仟報酬は
- Q23 相続発生後の解除等ができるか
- Q24 相続人の意向に反する死後事務委任は
- Q25 委任事務が遂行不能の場合の処理は
- Q26 委任者(被相続人)の資産不足は

第2章 モデル契約書

*死後事務委任契約のモデル契約書

第3章 ケース・スタディ

- ケース1 死亡届の提出を委託したい
- ケース2 死亡の事実を友人に連絡してほしい
- ケース3 献体に出してほしい。また、臓器提供の 手続を取ってほしい
- ケース4 自分の信仰する宗教・宗派(寺院)での 葬儀・埋葬を行ってほしい
- ケース5 自然葬(散骨、樹木葬等)にしてほしい
- ケース6 将来にわたって法要(三回忌、十七回忌、 三十三回忌等)を行ってほしい
- ケース7 死後3年経過したら、永代供養、墓の返 還を行ってほしい
- ケース8 公営墓地に埋葬してほしい
- ケース9 仏壇等の神具、仏具等の処分をしてほしい
- ケース10 飼っているペットを友人・施設に引き取 ってもらいたい
- ケース11 債務の弁済、税金の申告を行ってほしい
- ケース12 マイナンバーカードの廃止、年金、保険 に関する届出をしてほしい
- ケース13 電気、ガス、水道等の公共料金の支払・ 停止をしてほしい
- ケース14 金融機関、証券会社の口座解約手続を委 任したい
- ケース15 居住用賃貸物件の解約、明渡しをしてほ LU
- ケース16 高齢者施設の退去手続をしてほしい
- ケース17 不動産の管理を任せたい
- ケース18 形見分けをしてほしい
- ケース19 携帯電話、プロバイダ等の通信関連の解 約をしてほしい
- ケース20 SNSアカウントを削除してほしい
- ケース21 パソコン内のデータを削除してほしい
- ケース22 謝礼の支払をしてほしい
- ケース23 郵便物・宇配便を受領してほしい
- ケース24 団体や会員サービスの退会手続をしてほ LU

索引

○ 事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

遺言では対応できない依頼者の希望を叶えるために!

答マニュアル

一 Q&Aとケース・スタディー

編 集 東京弁護士会 法友会

- ◆契約の検討・締結に際して、成年後見等 の考慮すべき隣接制度や利用に際しての 留意点を解説しています。
- ◆依頼者からの希望をケースとして掲げ、 死後の履行において必要となる周辺知識 や手続を解説しています。
- ◆ケースに対応した条項例を適宜掲げ、ポ イントを解説しています。

A5判・総頁206頁 定価3.300円(本体3.000円) 送料460円 **◎ 0120-089-339** 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/ E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信

〈電子版〉

定価 2.970円(本体2,700円)

パソコン IPhone/iPad Android 端末 でご利用いただけます。 iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリを

ダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、 直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへ







内容見本 A5判縮小

第1章 Q&A

Q11 死後事務委任契約の作成様式は

死後事務委任契約の作成様式はどのようなものがあり (B) ますか。契約書作成時の注意点はありますか。

死後事務委任契約は、不要式行為ですが、委任者の生 前意思の痕跡を残すため、書面によるべきです。作成様 式としては、実印による押印をした上で印鑑証明書を添付する方 法や、公正証書による方法、遺言公正証書の中に死後事務委任を 挿入する方法があります。

解 説

1 死後事務委任契約の作成様式

死後事務委任契約は、準委任契約であることから、契約の成立に一 定の様式が要求されていない不要式行為です。そのため、口頭による 合意でも契約を成立させることはできますが、委任者の生前意思の痕 跡を残すため、必ず書面によるべきです。

また、死後事務委任契約は、委任者の死亡後に効力を有する契約で あるため、特に委任者とその相続人の意思が齟齬する場合や、両者の 利害が対立する場合は、契約成立の有無などをめぐり紛争となる可能 性があります。

そのため、当該死後事務委任契約が、委任者の意思を反映したもの であることを推認できるよう、私文書として契約書を作成する場合で あっても、実印による押印をした上で印鑑証明書を添付する方法が有 用です。また、契約書を公正証書によって作成する方法もあります。 なお、遺言公正証書の中に付言事項として死後事務の委任内容を記載

第1章 Q&A

39

することも考えられますが、遺言執行になじまない可能性や、契約と しての成立の疑義があるので、注意してください。

2 契約書作成時の注意点

(1) 委任者の死亡による契約の効力

死後事務委任契約は、委任者の死亡後に効力を生じる契約です。

委任者の死亡は委任の終了事由(民653-)ですが、任意規定である ことから、反対の特約は許されます。そこで、死後事務委任契約の場 合には、委任者が死亡した場合でも契約が終了しない旨の条項を設け る必要があります。

また、委任事務の執行段階では、委任者の地位は亡くなった委任者 の相続人等に引き継がれます(民896)。委任はいつでも解除できます (民651①) が、特約により制限できます。そこで、委任者の相続人は、 原則として当該死後事務契約を解除できない旨の特約条項を設ける必

「死後事務委仟契約のモデル契約書〕

以下の内容は、死後事務委任契約としてどのような内容を設定する かによって設けるべき条項等が異なってきます。あくまで参考例です のでご注意ください。

死後事務委仟契約書

○○(委任者:以下「甲|という。)と△△(受任者:以下「乙」 という。)は、甲の死亡後の事務について以下のとおり死後事務委 任契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(死後事務の委任)(※1)

第1条 甲は、本日、甲の死亡後における事務を乙に委任し、乙 はこれを引き受ける。

第2章 モデル契約書

- 2 乙は、第14条 (報告義務) 及び第20条 (本契約終了後の事務) に基づく報告を監督者に対しても行わなければならない。
- 3 監督者は、必要に応じ、乙に対し、本件死後事務処理の状況 又は預託金の管理の状況の報告を求めることができる。
- 4 監督者は、乙につき第16条(委任者による解除)第2項に定め る事由があると認めるときは、甲の相続人に対し、その旨を通 知しなければならない。
- 5 監督者の報酬、費用その他甲と監督者間の権利義務について は、甲と監督者において別途定めるところによる。

(守秘義務)

第23条 乙は、本契約によって知った甲の秘密を正当な理由なく 第三者に漏洩してはならない。

(契約の変更その他協議) (※23)

- 第24条 甲及び乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求め ることができる。
- 2 前項による変更の申出があった場合その他本契約に定めのな い事項が生じた場合は、甲乙協議により決する。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する甲又は甲の相続人等と乙との間の紛争に ついては、○○地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

〈死後事務委任契約書に関する補注〉

- (※1) 死後事務委任契約を締結する趣旨等を記載する場合が考えられま すが、本作成例では単に委任をしたことのみの条項としています。
- (※2) 委任事項を列挙してまとめ、処理すべき事務の内容詳細について は契約書の個別条項に定め、また、必要に応じ別途書面による内容

決定を行うように が考えられます。 応じ適切と考えら

新日本法規出版株式会社

本 社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1 名古屋支針 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

ケース21 パソコン内のデータを削除してほしい

依頼者から、自分が死んだ後は、使っていたパ **ケース** ソコンに保存されているデータを全て削除してほ しいとの希望を受けました。依頼者の希望をかな

えるために必要な事項について教えてください。また、パソコン に加えて、スマートフォン等のデータも削除してほしいと希望さ れた場合はどのようなことに注意すべきでしょうか。

解 説

パー

(D)

保存

ンタ

に関

50

卜通

のデ

るこ

第3章 ケース・スタディ

OneDrive、GoogleのGoogle Drive、AppleのiCloud等)。これらのデ ータを物理的に破壊することはできないので、クラウドサービス上の 削除手続退会手続といったアカウント削除を行うことになります。

条 項 例

(データ等の削除)

- 第○条 甲は、乙に対し、甲の死後、甲の所有していたパソコン、 スマートフォン、タブレット等に保存されているデータ(クラ ウドサービス上のデータを含む。)を削除することを委任する。
- 2 乙は、前項の削除のために必要となる、上書処理及び物理的 破壊措置を専門業者に委ねることができる。
- 3 甲は、乙に第1項の削除のために必要となるIDやパスワード 等を開示する。乙は前項に基づき措置を専門業者に依頼する場 合、甲から開示を受けたIDやパスワードを専門業者に開示する ことができる。
- 4 削除、破壊等に要する費用は甲の負担とし、甲が乙に預託し た預託金から支出する。

「ポイント〕

パソコン等の所在、IDやパスワード等の確認(変更されていた場合 の措置も)が重要になります。

また、物理的破壊等は、受任者が独力で行うのは難しいので業者を 利用することの許諾やそのための費用の預託についても記載する必要 があります。

> 大阪支針 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号 高松支社 〒760-8536 高松市 扇町 3丁目14番11号 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号



この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

掲載内容

第1章 サービス利用に関する相談

- [1] 判断能力が不十分な利用者と利 用契約を結ぶ場合 【弁護士のアドバイス】「意思能 カーの判断
- 「2〕 第三者を代理人として利用契約 を結ぶ場合
 - 【弁護士のアドバイス】「代理」と 「任意後見契約」
- [3] 身元保証人や身元引受人等がい ない利用契約の場合 【弁護士のアドバイス】「成年後見 人等」と「身元保証等・身元引
- 受人等 [4] 身元保証等団体の利用を考える
 - 【弁護士のアドバイス】身元保証 等団体の利便性と注意点
- [5] 施設で入所者の金銭管理を行う
 - 【弁護士のアドバイス】高齢者施 設等における「預り金管理規程」 等の考え方
- [6] 本人の希望と家族や関係者の意 向が異なる場合
 - 【弁護士のアドバイス】判断の大 原則は本人の意思決定・選択の 尊重
- [7] 要介護度変更による入所契約見 直しが必要な場合

サービス提供に関する相 談(本人への相談援助)

- [8] 多職種連携によるチームアプロ ーチが難しい場合
- [9] 身寄りのない入所者の看取りに 関する意向確認が難しい場合
- [10] 意思決定支援において成年後見 人等と連携する場合
- [11] 本人が必要な医療サービスを拒 否している場合
 - 【弁護士のアドバイス】緊急事務 管理、施設の救急搬送義務の考 え方
- [12] 会議等での情報共有のために利 用者の個人情報を関係機関へ提
 - 【弁護士のアドバイス】個人情報 保護法(17条「要配慮個人情報」)

医療機関との連携に関す る相談

- [13] 身元保証人等や医療同意者がい ないことを理由に入院を断られ
- 【弁護十のアドバイス】医療同意
- [14] サービス提供中に救急対応を行 う場合

利用者・家族からの苦情 等への対応に関する相談

- [15] 「現金持込み禁止」に伴う苦情が あった場合
 - 【弁護士のアドバイス】施設等で 「原則現金持込み禁止」とする場 合の留意点 (「一切の責任は負い ません | と言い切れるのか)
- [16] 利用者からのハラスメントを受 けた場合
 - 【弁護士のアドバイス】利 用 者・ 家族からのハラスメント防止対 策(契約書や重要事項説明書に記 載しておくべき視点等)

家族等への対応に関する 第5章 相談

- [17] サービス利用料の滞納が続いて いる場合
 - 【弁護士のアドバイス】債務不
- [18] 家族と利用者の意見不一致によ り、成年後見制度の利用に支障 が出る場合
- [19] 家族間の意見不一致により本人 のケアに支障がでる場合
- [20] 家族に面会時の約束を理解して もらえない場合
- [21] 施設面会者による利用者への暴 言や暴力がある場合
- [22] 家族から不当な要求等をされた 場合
 - 【弁護士のアドバイス】不当要求
- [23] 家族からの利用者の個人情報の 開示請求があった場合 【弁護士のアドバイス】自己情報 開示請求
- [24] 家族の一部が利用者の状態等の 報告や説明に納得しない場合 【弁護士のアドバイス】事業所に おける説明責任
- (25) 身内と名乗る人からの問合せに 対応する場合
- [26] 利用者の家族に対して社会的な 支援が必要な場合

利用者への虐待・不適切ケ アへの対応に関する相談

- [27] 家族等による高齢者虐待が疑わ れる場合
- [28] 高齢者虐待の通報を高齢者本人 が拒否する場合
 - 【弁護士のアドバイス】個人情報 保護法例外規定(16条、17条、 23条)
- [29] 老人福祉法に基づく市町村権限 行使への協力
 - 【弁護士のアドバイス】面会制 限、面会の権利
- [30] 家族から他の親族等との面会拒 否の申出があった場合
- (31) 市町村から「養護委託」につい て相談された場合
- [32] 家族による「身体拘束」と思わ れる事例に対応する場合 【弁護士のアドバイス】身体拘束 の違法性
- [33] 市町村から「面会制限」への協 力依頼があった場合 【弁護士のアドバイス】面会制限 の法的根拠
- [34] 家族から「身体拘束」の要望が ある場合 【弁護士のアドバイス】「身体拘 束」は「身体的虐待」に該当
- [35] 家族から職員の対応について相 談を受けた場合
- [36] 騙されている可能性があるが本 人は認めない場合 【弁護士のアドバイス】本人の被 害意識の有無と被害救済の必要 性の存否は無関係
- [37] サービス提供中に介護事故が発 生した場合
 - 【弁護士のアドバイス】安全配慮 義務(予見可能性と結果回避可 能性)

第7章 地域との連携に関する相談

- [38] 介護老人保健施設退所支援にお ける地域の関係機関との連携が 困難な場合
- [39] 地域共生社会における包括的な 支援が必要な場合
- [40] 入所者の成年後見制度申立支援 が必要と思われる場合

事項索引

内容を一部変更することがありますので、 ご了承ください。

介護サービス事業における

困りごと相談ハンドブック

ーソーシャルワーカーの実務対応-

髙橋 智子(社会福祉士·公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部) 三森 敏明(弁護士)

'本人中心'の相談援助を 実現するために!

- ◆利用者・事業者・地域をつなぐソーシャルワーカー が実務で直面しやすい場面を取り上げ、適切な対応 方法を解説しています。
- ◆相談内容に関連する法的な留意点を「弁護士のアド バイス」として紹介しています。
- ◆長年ソーシャルワーカーとして活動してきた執筆者 が、豊富な経験と知見を踏まえて解説しています。

A5判・総頁228頁 **定価2.970円**(本体2,700円)送料460円

○○○ 0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (±・日・祝日を除く)

WEB#45 https://www.sn-hoki.co.ip/

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信

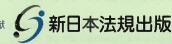
電子書籍も 新日本法規WEBサイトで

〈電子版〉

定価 2.750円(本体 2,500円)

パソコン iPhone/iPad Android 端末 でご利用いただけます。

IPhone/IPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリを ダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、 直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへ







第1章 サービス利用に関する相談

23

[5] 施設で入所者の金銭管理を行う場合

相談内容

当該施設への入所前の面接において、本人の金 銭管理に不安な様子が見られました。本人は「入

所後も自分で管理する」と言いますが、施設管理の方が安心であ るため、入所契約の際に預り金管理契約を勧めていこうと思いま す。施設が管理する場合の留意点はありますか。

- ① 利用者本人の依頼に基づかず、他人が金銭を管理することは、 原則としてできません。
- ② 利用者と介護サービス事業所の間には、利益相反の関係があ ります。管理契約を締結するなど、施設側の管理責任を明確に した管理体制が必要です。
- ③ 利用者本人の判断能力の程度に応じて、適切に成年後見制度 (法定後見制度、任意後見制度) を活用した管理方法を検討す る必要があります。

BH i

財産 の意見 「金金 第1章 サービス利用に関する相談

原則です。本人だけの管理に不安が見られる場合は、支援者が不安に 思う状況を本人と共有し、本人がより安心して安全に管理することが できるような方法について、本人と一緒に検討していきます。その際、 本人の意思決定能力を見極め、分かりやすい説明と必要な情報を提供 するなど、意思決定支援のプロセスに沿って本人による意思決定を支 援する姿勢が求められます。

2 利用者本人や家族等からの依頼に基づく金銭等の預かり

一方で、利用者本人から現金や預貯金通帳、印鑑等の預かりを依頼 されることがあり、実際に施設等で金銭等を預かることが行われてい る現状があります。

これは、入所後の財産の保管や管理する場所がない、自分の預貯金 を家族から守りたいなど、利用者本人側の事情による場合が考えられ ます。他方、施設利用料を確実に受領したいなどの施設側の事情によ る場合もあると考えられます。一見すると、双方の利害が一致してい るように見えますが、そもそも利用者と施設はサービスを受領する側 と提供する側という、利益相反の関係にあることを忘れてはいけませ

本人の依頼に基づく場合であっても、利用者本人に、いわゆる管理 等を委任する能力が備わっているのか、客観的に見極める必要があり ます。その上で、まずは施設の立替払い等、預り金を管理しない方法 について検討を行い、預り金としてその管理を代行する場合において は、真に必要最小限にとどめるべきであることを考える必要がありま

また、預り金を管理する場合においては、「管理規程」等を設けるな どして、規程に沿った適切な管理及び出納事務を責任を持って行うこ

第1章 サービス利用に関する相談

アドバイス 考え方

弁護士の 高齢者施設等における「預り金管理規程」等の

財産管理が煩わしい、あるいは自分にはできなくなった、盗難 の可能性や家族による使い込みなどのリスクを回避するために、 高齢者が財産管理、特に預貯金の入出金を施設に依頼する要望は 強いと思いますし、実際にも管理契約が結ばれるケースが多数あ るのが現状です。しかし、高齢者にとって預貯金を中心にした財 産は快適な老後を支える資産である上に、一旦財産を失うとその 回復が著しく困難であることから、経済的に破綻してそれまでの 生活が維持できなくなるおそれがあります。さらに、もともと高

7 643)

3

過

0

不同

管

定

3

Ed

20

第5章 家族等への対応に関する相談

115

〔22〕 家族から不当な要求等をされた場合

相談内容

介護老人保健施設に入所中の高齢者は、心肺機 能の低下と加齢による筋力低下、整形疾患がある

ため、歩行能力は徐々に低下してきています。肺炎での入院によ り、更に全身の身体機能が低下しています。家族は、リハビリを しても歩けないことを施設のケアに問題があると主張し、利用料 の支払を拒んでいます。職員もケアに関する詳細な要望を受けて いて、対応に困っています。

- ① 介護サービスの説明についての正当な要求やそれへの不満・ 改善要求と不合理な要求とを区別することが重要です。
- ② 説明をしてもなお社会常識的に考えて不合理な要求をされ続 ける場合、法的対応も辞さない姿勢も必要です。

1 適正な範囲の要求内容であるかの確認

本事例からは、利用者の身体機能は、施設入所前から段階的に低下 してきており、直近の肺炎による入院生活により、更に機能低下が進 行していることが推測されます。もともとの疾患や年齢的な要素も加 わり、家族が期待するような歩行能力の改善が、リハビリによりどの 程度実現可能なのか、主治医やリハビリのセラピストから説明がなさ れているでしょう。また、施設でのケアやリハビリを行うに当たって は、医学的な診立てだけではなく、本人の意思を尊重したプランニン

第6章 利用者への虐待・不適切ケアへの対応に関する相談 145

[28] 高齢者虐待の通報を高齢者本人が拒否する場合

相談内容

デイサービスの利用者に不自然な内出血があり ます。確認をしたところ、転倒している様子や、

介護サービス事業における 困りごと相談ハンドブックーソーシャルワーカーの実務対応ー

内服薬による影響もなさそうであることから「気になる高齢者! として地域包括支援センターに相談をすることにしました。しか し、利用者は「大丈夫。転んでぶつけた。大事にしないで」と言 います。利用者の同意が得られないので、相談はできないのでし ょうか。勝手に相談をしたら、守秘義務違反になるのでしょうか。

(1)

(2)

1

供を

は、

らな

する

通報

ンタ

148 第6章 利用者への虐待・不適切ケアへの対応に関する相談

を定め、根拠ある対応をいつでも、誰でも行えるようにしておくこと も大切です。

弁護士の アドバイス

個人情報保護法例外規定(16条、17条、23条)

高齢者虐待防止法7条は、養護者による高齢者虐待に係る通報 等については高齢者の同意は要件にしていませんし、同条3項は 「刑法 (明治40年法律第45号) の秘密漏示罪の規定その他の守秘 義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすること を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し守秘義務を解除 しています。すなわち、養護者による高齢者虐待を発見した者は、 高齢者の同意や許可の有無にかかわらず虐待相談や通報をすべき

なお、個人情報保護法16条3項、17条2項、23条1項等は、本人の 同意がなくても、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財 産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得るこ とが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の 推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得るこ とが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその 委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力 する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該 事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、個人情報の取扱 い、取得 (要配慮個人情報に限ります。)、提供ができると規定し ています。

以上から、高齢者虐待の事実を把握した者は、その通報や相談 に際し、高齢者虐待防止法や個人情報保護法の例外規定の観点か らも、高齢者の個人情報を提供した上での市町村への通報が許さ

新日本法規出版株式会社

本 社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支針 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号 高松支社 〒760-8536 高 松 市 屬 町 3 丁 目 1 4 番 1 1 号 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

